

社会資本総合整備計画（地域住宅計画）の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した社会資本総合整備計画（地域住宅計画）	
① 画の名称	伊方町地域
② 道府県名	愛媛県
③ 画作成主体	伊方町
④ 画期間	平成 23 年度 ～ 平成 26 年度
⑤ 計画の目標	『セーフティネットの構築と少子高齢社会への対応を推進することにより、豊かで安全でゆとりある住まい・まちづくりを実現する。』
2. 事後評価の内容	
⑤ 施体制・時期	伊方町において評価を実施（平成 27 年 11 月）
⑦ 事後評価の結果	<p>指標 1：「住宅の耐震化率の割合」 定義：伊方町内における耐震性が確保された公的賃貸住宅の割合 評価方法：町内公的賃貸住宅のうち、耐震性を満足するものの割合 結果：従前値：81%（平成 22 年度）⇒目標値：94%（平成 26 年度）⇒<u>実績値：100%</u> 結果の分析：新耐震基準以前に建設した公営住宅及び改良住宅等については、平成 24 年度までに全て耐震診断を行い、診断結果において全てが強度を満たしていた。又、老朽化した住宅（木造住宅）においては新築工事に合わせて集約化を図りながら解体工事を実施した。結果として住宅の耐震化率の割合が目標値を上回る事となった。</p> <p>指標 2：「バリアフリー化住宅の割合」 定義：伊方町内におけるバリアフリー化された公的賃貸住宅の割合 評価方法：町内公的賃貸住宅のうち、バリアフリー化された住宅の割合 結果：従前値：11%（平成 22 年度）⇒目標値：17%（平成 26 年度）⇒<u>実績値：16%</u> 結果の分析：平成 7 年度以降の新築公営住宅及び改良住宅等については、義務付けられた整備基準によりバリアフリー化仕様対応済である。しかしながら平成 7 年度以前の建物については町の方針として、公的賃貸住宅の居住性向上を図る事業を優先したためバリアフリー化が出来なかった、エレベーターの設置ができない住棟については、単独事業として手摺り等の設置を実施し、指標の向上を図ったが、結果として、バリアフリー化された住宅の割合は目標を達成できなかった。</p> <p>指標 3：「最低居住水準未済世帯の割合」 定義：伊方町内における公的賃貸住宅の最低居住水準未済世帯の割合 評価方法：町内公的賃貸住宅のうち、最低居住水準を下回る住宅の割合 結果：従前値：7%（平成 22 年度）⇒目標値：4%（平成 26 年度）⇒<u>実績値：3.3%</u> 結果の分析：木造住宅における改築・建替え等が未実施であることと退去者が出て来た為、目標値を上回る事が出来なかった。</p> <p>指標 4：「住宅の給水管直結の割合」 定義：伊方町内における給水管が上水道管に直結された公的賃貸住宅の割合 評価方法：町内公的賃貸住宅のうち、給水管が上水道管に直結された住宅の割合 結果：従前値：72%（平成 22 年度）⇒目標値：100%（平成 26 年度）⇒<u>実績値：100%</u> 結果の分析：公営住宅ストック総合改善事業（3 棟）及び住宅地区改良事業等（改良住宅ストック総合改善事業）（3 棟）において、屋上高架水槽から上水道直結工事を実施し、目標が達成された。</p> <p>指標 5：「住宅の生活排水処理の割合」 定義：伊方町内における生活排水処理が下水道、集落排水、合併浄化槽で処理される公的賃貸住宅の割合 評価方法：町内公的賃貸住宅のうち、下水道接続、集落排水、合併浄化槽が整備された住宅の割合 結果：従前値：53%（平成 22 年度）⇒目標値：77%（平成 26 年度）⇒<u>実績値：91.7%</u> 結果の分析：公営住宅ストック総合改善事業（3 棟）及び住宅地区改良事業等（改良住宅ストック総合改善事業）（2 棟）において、合併浄化槽は設置済であったが、</p>

	公共下水道の進捗に合わせて下水道接続工事を実施した。
⑧結果の公表方法	伊方町のホームページにて公表を行うとともに、窓口にて閲覧可。
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
⑨今後の住宅施策の取組への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道供用区域内において、合併浄化槽等で排水処理されている公的賃貸住宅の生活環境の改善及び水質保全の向上と汚水処理の衛生化を図るため、公共下水道への接続を実施する。 ・空家対策の推進に関する特別措置法に基づく、空家等対策計画の策定等に必要な空家の実態調査を実施し、現状把握を行ったうえで、住環境を阻害している地域における不良住宅等の除却の推進を図る。 ・近年の少子高齢社会への対応を推進するため、バリアフリー化住宅の充実を図ることを引き続き目標とし、エレベーター設置、段差解消、及び手摺り設置を検討・実施していくこととする。 ・なお、「共に創る豊かなえひめの住まいづくりとまちづくり」及び「安全・安心な笑顔あふれる住まいづくりとまちづくり」の実現のためには、住民が安心できる環境の整備が必要であるため、地域の実情に応じたセフティーネットを構築するため、公営住宅整備事業により公営住宅を整備し、困窮している住民の居住安定を図ることとする。
⑩その他	

※この事後評価は別添の社会資本総合整備計画（地域住宅計画）について行ったものである。